

各 位

株式会社 東北銀行

## 中小企業等金融円滑化法の期限到来後の対応について

当行は、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」とした経営理念に則り、従前からお客様に対する金融の円滑化が最も重要な役割の一つと位置付け、円滑な資金供給、債務の弁済に係る負担の軽減および経営改善に関する支援等に努めてまいりました。

中小企業等金融円滑化法は、平成 25 年 3 月末をもって期限を迎えますが、今後においても、当行の金融円滑化に向けた対応方針に変わりはなく、お客様の申込みやご相談には真摯かつ丁寧に対応してまいります。

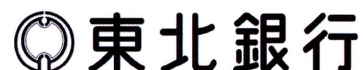
新規融資や貸付条件の変更等に関するご相談、ご要望等がございましたら、引き続き当行本支店窓口へご相談ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

東北銀行 融資統括部（担当：金野）

Tel. 019-651-6161（内線：3340）



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>